

## 保険外併用療養費（選定療養）に関する事項

### 入院期間が180日を超える入院に関する事項

一般病棟にご入院されている患者様で入院医療の必要性が低いが、患者様の事情により180日を超えて入院する患者様には、180日を超えた日以降の入院について患者様の自己の選択に係るものとして厚生労働大臣の定める点数の15%相当額を徴収させていただきます。

対象病棟：にこやか棟（回復期リハビリの対象外となった日から通算入院期間が180日を超えた方） 1日918円